

基監発第0707001号

平成16年7月7日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視結果  
に基づく勧告に対する対応について

標記について、別添1の行政評価・監視結果報告書(抄)に基づき、別添2  
のとおり勧告を受けたところであるが、これらの結果を踏まえ、今後とも陸運  
関係機関との通報制度の適正な運用に万全を期されたい。

(別添1)

自動車運送事業における事故防止対策  
に関する行政評価・監視結果報告書(抄)

平成16年5月

総務省行政評価局

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、自動車運送事業における安全の確保及び事故防止の徹底を図る観点から、自動車運送事業者における運行管理及び車両の整備管理の実施状況、地方運輸局等の自動車運送事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、国土交通省

### (2) 関連調査対象機関

関係団体、事業者 等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 7事務所（福島、東京、神奈川、長野、静岡、兵庫、長崎）

## 4 実施時期

平成14年12月～16年5月

4 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底

勸 告	図表等番号
<p>国土交通省（旧運輸省）と厚生労働省（旧労働省）は、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について」（平成元年3月27日運輸省地域交通局長及び貨物流通局長と労働省労働基準局長との覚書）を締結し、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、陸運関係機関と労働基準監督機関は監査又は監督の結果を相互に通報し、これに基づき所要の措置を講ずる等相互の連絡協力を一層緊密に行うこととした。</p> <p>この覚書において、①陸運関係機関（地方運輸局及び運輸支局）は、監査の結果、自動車運送事業者について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認める場合には、労働基準監督機関にその旨を通報すること、②労働基準監督機関は、臨検監督の結果、自動車運送事業について道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認める場合には、陸運関係機関にその旨を通報すること、③通報を受けた陸運関係機関又は労働基準監督機関は、それぞれ監査又は監督等所要の措置を講じ、その結果を速やかに当該通報機関に回報することとされている。</p>	<p>表4-①</p>
<p>また、この覚書に基づき、国土交通省は、過労運転による事故の発生防止を図るため「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成元年3月29日付け地総第143号貨政第105号地域交通局長、貨物流通局長通達）を、厚生労働省は、自動車運転者の労働条件の改善を図るため「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」（平成元年3月27日付け基発第145号労働基準局長通達）を、それぞれ発出し、両者の地方支分部局に対し、この覚書の趣旨を徹底するよう通知している。</p>	<p>表4-②～③</p>
<p>今回、15都道府県を管轄する地方運輸局及び運輸支局と労働局との相互通報制度について、平成11年4月から15年6月末までの実施状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表4-④</p>
<p>① 運輸支局の中には、平成14年9月末までに労働局からの通報を受理しているにもかかわらず、15年3月末時点においてもこれに基づく監査等の措置を講じていないものがみられる（5運輸支局、70件）。</p>	<p>事例4-①</p>
<p>一方、労働局の中には、平成14年9月末までに地方運輸局又は運輸支局からの通報を受理しているにもかかわらず、15年3月末時点においてもこれに基づく監督措置を講じていないものがみられる（5労働局、10件）。</p>	<p>事例4-②</p>
<p>② 地方運輸局又は運輸支局の中には、労働局からの通報に基づく措置結果を労働局に回報していないものがあり、通報した労働局が通報による効果を確認できないものがみられる（1地方運輸局及び1運輸支局、6件）。</p>	<p>事例4-③</p>
<p>一方、労働局の中には、地方運輸局又は運輸支局からの通報に基づく措置結果を地方運輸局又は運輸支局に回報していないものがあり、通報した地方運輸局又は運輸支局が通報による効果を確認できないものがみられる（5労働局、31件）。</p>	<p>事例4-④</p>

勸 告	図表等番号
<p>したがって、国土交通省及び厚生労働省は、相互通報制度を通じた過労運転による事故の発生防止及び自動車運転者の労働条件の改善を図るため、それぞれ、地方運輸局及び運輸支局並びに労働局に対し、次の措置を講ずるよう指示する必要がある。</p> <p>① 通報を受理した案件については、監査・臨検監督等の措置に速やかに着手すること。</p> <p>② 通報を受けて処理した案件については、処理後速やかに回報すること。</p>	

表4-① 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報についての覚書

<p>自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、運輸省の陸運関係機関と労働省の労働基準監督機関は、下記により監査又は監督の結果を相互に通報し、これに基づき所要の措置を講ずる等相互の連絡協力を一層緊密に行うものとする。</p>	
<p>記</p>	
1	<p>陸運関係機関は、監査の結果、自動車運送事業者について、労働基準法、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号)及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認める場合には、労働基準監督機関にその旨を通報することとする。</p>
2	<p>労働基準監督機関は、臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認める場合には、陸運関係機関にその旨を通報することとする。</p> <p>上記の通報を受けた陸運関係機関又は労働基準監督機関は、それぞれ所要の措置を講じ、その結果を速やかに回報することとする。</p>

(注) 本表は、平成元年3月27日に、当時の運輸省(地域交通局長、貨物流通局長)と労働省(労働基準局長)との間で交換された覚書の内容である。

表4-② 覚書に基づく相互通報制度の実施に関する通達

区分		国土交通省	厚生労働省
事項			
通達名		「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」(平成元年3月29日付け地総第143号、貨政第105号地域交通局長、貨物流通局長通達)	「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」(平成元年3月27日付け基発第145号労働基準局長通達)
通達の主な内容	実施時期	本制度は平成元年4月1日から実施すること。	本通達に基づく通報制度は、平成元年4月1日から実施すること。
	通報の方法	地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、別紙2の様式により、当該事案を管轄する陸運支局長(沖縄総合事務局長陸運事務所長を含む。以下同じ。)を経由して、関係都道府県労働基準局長あて通報すること。 なお、労働基準局長からは、関係都道府県労働基準局長より当該事業を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長あて通報がある。	都道府県労働基準局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、当該都道府県労働基準局長の所在地を管轄する陸運支局を経由して、関係地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)あて通報すること。 なお、陸運関係機関からは、関係地方運輸局長より当該事業を管轄する陸運支局を経由して、都道府県労働基準局長あて通報されることになっていること。

区分 事項	国土交通省	厚生労働省
通報すべき案件	労働基準法（昭和22年法律第49号）、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められるもの。	① 労働基準監督機関から陸運関係機関への通報事案 臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反があると認められたもの。 ② 陸運関係機関から労働基準監督機関への通報事案 監査の結果、自動車運送事業について労働基準法、改善基準及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められたもの。
通報事案の処理	① 都道府県労働基準局長から通報された事案については、必要に応じ監査を実施し、処分を行なった場合には、その結果を別紙3の様式により回報すること。 ② 地方運輸局長から関係都道府県労働基準局長へ通報した事案のうち、所轄労働基準局において労働基準法の規定に基づく処分が行なわれたものについては、その結果について回報がある。	① 地方運輸局長から通報を受けた事案については、原則としてすべての事業場に対し監督指導等所要の措置を講じ、その結果を回報すること。 ② 都道府県労働基準局から陸運関係機関へ通報した事案のうち、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）において道路運送法の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果が回報されること。

（注） 本表は、厚生労働省及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

表4-③ 運輸局（支局）と労働局との間の相互通報件数（全国）

（単位：件）

区分 年度	運輸支局から労働局に対する通報件数	労働局から運輸支局に対する通報件数
平成11	118	209
12	176	228
13	187	290

（注） 国土交通省の資料による。

表4-④ 調査対象都道府県における運輸局(支局)と労働局との間の相互通報件数(平成11年4月から14年9月末まで)

(単位:件)

区分 都道府県	調査対象機関		相互通報件数	
	運輸支局	労働局	運輸支局から労働局に対する通報 件数	労働局から運輸支局に対する通報 件数
北海道	札幌	北海道	1	40
宮城県	宮城	宮城	0	16
福島県	福島	福島	0	17
埼玉県	埼玉	埼玉	46	16
東京都	東京	東京	99	18
神奈川県	神奈川	神奈川	54	62
長野県	長野	長野	1	3
愛知県	愛知	愛知	2	22
静岡県	静岡	静岡	17	14
大阪府	大阪	大阪	40	14
兵庫県	兵庫	兵庫	40	30
広島県	広島	広島	0	28
香川県	香川	香川	0	12
福岡県	福岡	福岡	0	102
長崎県	長崎	長崎	14	12
計			314	406

(注) 1 当省の調査結果による。なお、通報件数は国土交通省の資料に基づく。

2 労働局から運輸支局に対する通報件数のうち、北海道労働局から札幌運輸支局に対する通報件数の40件は、札幌運輸支局管内事業者分である。



事例4-① 運輸支局において、通報を受理していながら、措置を講じていない例（5運輸支局、70件）

運輸局（支局）名	事例の内容
札幌運輸支局	<p>調査対象期間中（平成11年4月から14年9月末まで、以下同じ。）、同支局では北海道労働局から40件の通報を受理しているが、このうち、監査を実施したのは3件で、37件は、死亡事故及び悪質運転の発生に関する措置を最優先に実施しているためという理由から、監査等の対応措置を講じていない。</p>
福島運輸支局	<p>調査対象期間中、同支局では福島労働局から17件の通報を受理しているが、このうち、監査を実施したのは13件で、4件は、通報を受理してから平成15年3月末まで特に監査等の対応措置は講じていない。</p> <p>なお、この4件について、福島運輸支局では監査実施予定（事業者に厚生労働省から指摘のあった事項を改善するための猶予を与えており、通報を受理してから期間をおいて監査を行っているため）と説明しているが、通報を受理してから平成15年3月末までの期間をみると、4件とも3か月を超えている（最長8か月、最短4か月）。</p>
神奈川運輸支局	<p>調査対象期間中、同支局では神奈川労働局から62件の通報を受理しているが、このうち、監査を実施したのは43件で、19件は、通報を受理してから平成15年3月末まで対応措置は講じていない。</p> <p>この19件について、神奈川運輸支局ではすべて監査実施予定としているが、19件の内訳は、平成11年度受理1件、12年度受理1件、13年度受理10件、14年9月末までに受理したもの7件となっている。</p>
神戸運輸監理部	<p>調査対象期間中、同監理部では兵庫労働局から30件の通報を受理しているが、このうち、監査を実施したのは21件で、残りの9件は平成15年3月末まで対応措置を講じていない。このうち、4件は労働局から通報を受ける前に計画監査を実施していたため、重ねての監査は必要ないと判断したというもの、2件は今後の監査予定としているもの、3件はその他理由のものである。</p> <p>なお、通報を受ける前に計画監査を実施していたため、重ねての監査は必要ないと判断したというもの4件について、運輸支局が以前実施した計画監査から労働局通報までの期間をみると、6か月、4か月、11か月、2年9か月と4か月以上要しており、重ねての監査の必要がないとする根拠に乏しい。</p>
香川運輸支局	<p>調査対象期間中、同支局では香川労働局から12件の通報を受理しているが、このうち、監査等を実施したのは11件で、平成13年3月23日に受理した1件については、事業者と日程調整中として当省の調査時点までの約2年間対応措置は講じてない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例4-② 労働局において、通報を受理しながら措置を講じていない例（5労働局、10件）

労働局名	事例の内容
埼玉労働局	調査対象期間中、同労働局では埼玉運輸支局から46件の通報を受理しているが、このうち、平成13年度内に受理した3件及び14年10月7日に受理した1件の合わせて4件については、15年3月末の時点で、監督予定としながら監督等の措置に着手していない。
東京労働局	調査対象期間中、同労働局では東京運輸支局から99件の通報を受理しているが、このうち、平成11年度内に受理した1件及び12年度内に受理した1件の合わせて2件については、15年3月末の時点で、監督予定としながら監督等の措置に着手していない。
神奈川労働局	調査対象期間中、同労働局では神奈川運輸支局から54件の通報を受理しているが、このうち、平成12年度内に受理した2件については、15年3月末の時点で、監督予定としながら監督等の措置に着手していない。
大阪労働局	調査対象期間中、同労働局では大阪運輸支局から40件の通報を受理しているが、このうち、平成12年度内に受理した1件については、15年3月末の時点で、監督予定としながら監督等の措置に着手していない。
兵庫労働局	調査対象期間中、同労働局では神戸運輸監理部から40件の通報を受理しているが、このうち、平成13年度内に受理した1件については、15年3月末の時点で、監督予定としながら監督等の措置に着手していない。

(注) 当省の調査結果による。

事例4-③ 労働局からの通報により、監査を実施する等の処理を行っているにもかかわらず、処理結果を労働局に回報していない例（1地方運輸局及び1運輸支局、6件）

運輸局（支局）名	事例の内容
北海道運輸局	調査対象期間中、同運輸局では、北海道労働局から40件の通報を受理しているが、このうち、通報に基づいて監査等を実施し処分等を行っているにもかかわらず、その結果を労働局に回報していないものが平成13年度に処理した2件についてみられた。
大阪運輸支局	調査対象期間中、同支局では、大阪労働局から14件の通報を受理しているが、このうち、通報に基づいて監査等を実施し処分を行っているにもかかわらず、その結果を労働局に回報していないものが平成11年度中に処理した1件、13年度中に処理した2件、14年度（9月末まで）に処理した1件の計4件についてみられた。

(注) 当省の調査結果による。

事例4-④ 運輸局（支局）からの通報により、監督を実施し是正勧告を行う等の処理を行っているにもかかわらず、処理結果を運輸局（支局）に回報していない例（5労働局、31件）

労働局名	事例の内容
東京労働局	平成11年度から14年9月末までに東京労働局が東京運輸支局からの通報を受理した案件は99件あり、このうち東京労働局では15年3月末までに97件について監督を実施し是正勧告等の処理を行っているが、これら処理済み案件のうち、15年6月末までに東京運輸支局に対し結果を回報していなかったものが6件みられた。
神奈川労働局	平成11年度から14年9月末までに神奈川労働局が神奈川運輸支局からの通報を受理した案件は54件あり、このうち神奈川労働局では15年3月末までに52件について監督を実施し是正勧告等の処理を行っているが、これら処理済み案件のうち、15年6月末までに神奈川運輸支局に対し結果を回報していなかったものが4件みられた。
大阪労働局	平成11年度から14年9月末までに大阪労働局が大阪運輸支局からの通報を受理した案件は40件あり、このうち大阪労働局では15年3月末までに39件について監督を実施し是正勧告等の処理を行っているが、これら処理済み案件のうち、15年6月末までに大阪運輸支局に対し結果を回報していなかったものが14件みられた。
兵庫労働局	平成11年度から14年9月末までに兵庫労働局が神戸運輸監理部からの通報を受理した案件は40件あり、このうち兵庫労働局では15年3月末までに39件について監督を実施し是正勧告等の処理を行っているが、これら処理済み案件のうち、15年6月末までに神戸運輸監理部に対し結果を回報していなかったものが6件みられた。
長崎労働局	平成11年度から14年9月末までに長崎労働局が長崎運輸支局からの通報を受理した案件は14件あり、このうち長崎労働局では15年3月末までに14件について監督を実施し是正勧告等の処理を行っているが、これら処理済み案件のうち、15年6月末までに長崎運輸支局に対し結果を回報していなかったものが1件みられた。

(注) 当省の調査結果による。

(別添2)

自動車運送事業における事故防止対策  
に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(抄)

平成16年5月

総 務 省

#### 4 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底

国土交通省（旧運輸省）と厚生労働省（旧労働省）は、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について」（平成元年3月27日運輸省地域交通局長及び貨物流通局長と労働省労働基準局長との覚書）を締結し、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、陸運関係機関と労働基準監督機関は監査又は監督の結果を相互に通報し、これに基づき所要の措置を講ずる等相互の連絡協力を一層緊密に行うこととした。

この覚書において、①陸運関係機関（地方運輸局及び運輸支局）は、監査の結果、自動車運送事業者について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認める場合には、労働基準監督機関にその旨を通報すること、②労働基準監督機関は、臨検監督の結果、自動車運送事業について道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認める場合には、陸運関係機関にその旨を通報すること、③通報を受けた陸運関係機関又は労働基準監督機関は、それぞれ監査又は監督等所要の措置を講じ、その結果を速やかに当該通報機関に回報することとされている。

また、この覚書に基づき、国土交通省は、過労運転による事故の発生防止を図るため「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成元年3月29日付け地総第143号貨政第105号地域交通局長、貨物流通局長通達）を、厚生労働省は、自動車運転者の労働条件の改善を図るため「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」（平成元年3月27日付け基発第145号労働基準局長通達）を、それぞれ発出し、両者の地方支分部局に対し、この覚書の趣旨を徹底するよう通知

している。

今回、15都道府県を管轄する地方運輸局及び運輸支局と労働局との相互通報制度について、平成11年4月から15年6月末までの実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

- ① 運輸支局の中には、平成14年9月末までに労働局からの通報を受理しているにもかかわらず、15年3月末時点においてもこれに基づく監査等の措置を講じていないものがみられる（5運輸支局、70件）。

一方、労働局の中には、平成14年9月末までに地方運輸局又は運輸支局からの通報を受理しているにもかかわらず、15年3月末時点においてもこれに基づく監督措置を講じていないものがみられる（5労働局、10件）。

- ② 地方運輸局又は運輸支局の中には、労働局からの通報に基づく措置結果を労働局に回報していないものがあり、通報した労働局が通報による効果を確認できないものがみられる（1地方運輸局及び1運輸支局、6件）。

一方、労働局の中には、地方運輸局又は運輸支局からの通報に基づく措置結果を地方運輸局又は運輸支局に回報していないものがあり、通報した地方運輸局又は運輸支局が通報による効果を確認できないものがみられる（5労働局、31件）。

したがって、国土交通省及び厚生労働省は、相互通報制度を通じた過労運転による事故の発生防止及び自動車運転者の労働条件の改善を図るため、それぞれ、地方運輸局及び運輸支局並びに労働局に対し、次の措置を講ずるよう指示する必要がある。

- ① 通報を受理した案件については、監査・臨検監督等の措置に速やかに着手すること。
- ② 通報を受けて処理した案件については、処理後速やかに回報すること。